

労働者派遣契約の解除について

平成30年2月23日
原子力規制庁

1. 契約の相手方

東京都港区六本木六丁目8番10号
さくらアカデミア株式会社

2. 解除する契約

- (1) 平成29年度国産システムコードの動作確認作業に係る派遣による人材の受入れ
- (2) 平成29年度PWRプラントデータ整備作業の人材派遣による人材の受入れ

3. 解除の理由

- さくらアカデミア株式会社には、労働者派遣事業を行うのに必要な許可・届出がないと判明したため。
- 同社は、上記契約に際し、平成19年10月15日付けで受理された特定労働者派遣事業の届出書の写しを提出して入札参加資格に適合していると認められた。
- この度、厚生労働省に確認したところ、同社の前記届出については、平成20年6月30日付けで特定労働者派遣事業の廃止の届出がなされ、翌7月1日付けで受理されていたことが判明した。同社は、契約に際し、こうした事情を示さなかった。

担当者連絡先：

原子力規制庁長官官房参事官（会計担当）原田 義久
電話：03-5114-2103